

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について

1. 経緯

建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、廃棄物処理施設の用途に供する建築敷地について、既に稼動している施設の老朽化に伴う建替えのため、特定行政庁(東京都知事)あて許可申請が提出された。今後、東京都において、都市計画審議会に付議するにあたり、本区に意見照会があり、区の都市計画審議会に付議していく予定である。

2. 概要

株式会社京葉興業 (仮称) 新砂総合資源循環センター

事業概要	廃棄物処理業 (一般廃棄物・産業廃棄物) 廃棄物処理に関するコンサルタント業務維持管理業 他
住 所	新砂三丁目11番7号 [用途地域: 工業専用地域]
処理施設の概要 (許可対象)	・ 廃水処理プラント 汚物処理場 (し尿処理施設) (360 m ³ /日) 汚泥脱水施設 (750 m ³ /日) 汚泥乾燥施設 (22.5 m ³ /日)
建築物の概要	1. 敷地面積 : 約 10,360 m ² 2. 建物規模 ・ 建築面積合計 : 約 4,200 m ² ・ 延べ面積合計 : 約 9,330 m ² ① 廃水処理プラント (許可対象) 鉄筋コンクリート造 5階建て 建築面積 約 1,200 m ² 、延べ床面積 約 5,800 m ² ② 改質固化処理プラント西棟 (許可対象外) 鉄骨造 2階建て 建築面積 約 1,000 m ² 延べ床面積 約 1,530 m ² ③ 改質固化処理プラント東棟 (許可対象外) 鉄骨造 1階建 建築面積 約 500 m ² 延べ床面積 約 500 m ² ④ 積出施設 (既設) (許可対象外) 鉄骨造 1階建 建築面積 約 1,500 m ² 延べ床面積 約 1,500 m ²

3. 事業スケジュール

	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年
改質固化処理プラント西棟	8月 ■■■■■		4月				
改質固化処理プラント東棟			4月 ■■■■■	11月			
廃水処理プラント			10月 ■■■■■				3月

4. 今後の予定

令和3年 8月 江東区都市計画審議会
令和3年 12月 東京都都市計画審議会